

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

マジェスティ ゴルフ株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.maruman.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

- ・ マルマンH & B株式会社
- ・ 丸万（香港）有限公司
- ・ 丸万（上海）体育用品貿易有限公司
- ・ 瑪嘉斯帝（北京）体育用品有限公司

当連結会計年度から、新規に設立したマルマンH & B株式会社を連結の範囲に含めております。

丸万（香港）有限公司は、平成30年10月5日付で瑪嘉斯帝（香港）高爾夫有限公司に商号変更いたしております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社

主要な会社の名称

株式会社マルマンゴルフコーポレーション

- (2) 持分法関連会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては6月30日現在において正規の決算に準ずる手続により作成した計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、丸万（香港）有限公司の決算日は3月31日であります。また、丸万（上海）体育用品貿易有限公司及び瑪嘉斯帝（北京）体育用品有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たってはそれぞれ9月30日現在において正規の決算に準ずる手続により作成した計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

イ. 商品、製品、原材料、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1
日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい
ては、定額法によっております。
なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～17年
機械装置及び運搬具 2～15年
工具器具及び備品 2～15年
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソ
フトウェアについては、社内における利用可能期
間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、ま
た、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見
込額を計上しております。
- ② 製品保証引当金
製品の無償補修に対する費用の支出に充てるため、過去の実績率を基礎として、発
生見込額を計上しております。
- ③ 返品調整引当金
将来予想される売上返品に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額
を計上しております。
- ④ 訴訟損失引当金
係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積も
り、当連結会計年度末において必要と認められる金額を計上しております。
- (4) のれんの償却の処理方法及び償却期間
のれんの償却については、5年の定額法で処理をしております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は
損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物
為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替
差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
開業費……………5年間の均等償却によっております。
社債発行費…支出時に全額費用として処理しております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

当社は、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には、原則として一定の率に基づき規則的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としておりますが、当連結会計年度において、ゴルフ事業における当該期間及び率について変更することといたしました。

これは、今後の成長及び利益体質の強化を目的に、ゴルフ事業のブランド戦略を抜本的に見直し、次期より旗艦ブランドである「マジェスティ」及び「シャトル」を除く大半の既存ブランドを廃止する事とし、対象となる在庫について評価減を行ったものであります。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上原価が164,035千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が164,035千円増加しております。

(追加情報)

当社は、平成29年11月10日開催の取締役会決議に基づき、早期退職支援プログラムを実施しました。その結果、当連結会計年度において、退職一時金の費用として201,170千円を販売費及び一般管理費に計上いたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 388,682千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額も含まれております。

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産	預金	17,401千円
	売掛金	805,886千円
	商品	304,870千円
	製品	468,279千円
	仕掛品	38,558千円
	原材料	340,271千円
	合計	1,975,267千円

(2) 担保に係る債務	短期借入金	607,900千円
	長期借入金	67,600千円
	合計	675,500千円

3. 財務制限条項

短期借入金の内200,000千円には、主に下記内容の財務制限条項が付されております。

(注) 主な財務制限：各四半期決算期末の連結貸借対照表における純資産の額を0円以上に維持すること。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 17,228,201株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達には主に銀行からの借入によって行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの与信管理規程に従い、リスクの低減を図っております。

投資有価証券につきましては、四半期ごとに時価や発行体の財務状況を把握し、市況を勘案し保有状況を見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。（（注）2.参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	564,541	564,541	－
(2)受取手形及び売掛金	1,252,210		
貸倒引当金	△4,718		
差引 計	1,247,491	1,247,491	－
(3)投資有価証券	2,616	2,616	－
(4)固定化営業債権	144,622		
貸倒引当金	△144,622		
差引 計	－	－	－
(5)長期未収入金	404,304		
貸倒引当金	△345,509		
差引 計	58,795	58,795	－
(6)破産更生債権	47,474		
貸倒引当金	△47,474		
差引 計	－	－	－
資産計	1,873,444	1,873,444	－
(1)支払手形及び買掛金	1,028,226	1,028,226	－
(2)短期借入金	607,900	607,900	－
(3)未払金	225,944	225,944	－
(4)1年以内償還予定の社債	80,000	80,000	－
(5)社債	260,000	259,429	△570
(6)長期借入金	67,600	66,267	△1,332
負債計	2,269,670	2,267,766	△1,903

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)固定化営業債権、(5)長期未収入金、(6)破産更生債権

これらの時価については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)1年以内償還予定の社債

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債、(6)長期借入金

時価につきましては、元利金の合計額を、新規に同様の借入、又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	696
関係会社株式	20,612

これらについては市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. 金銭債権等の連結決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	564,541	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,252,210	—	—	—

長期未収入金、固定化営業債権及び破産更生債権596,401千円は回収予定が見込めないため、上記に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 74円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △22円56銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………総平均法による原価法を採用しております。

(2) 子会社及び関連会社株式……………総平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品、原材料、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～17年
機械装置	2～15年
車両運搬具	2～3年
工具器具備品	2～15年

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品の無償補修に対する費用の支出に充てるため、過去の実績率を基礎として、発生見込み額を計上しております。

(3) 返品調整引当金

将来予想される売上返品に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

当社は、たな卸資産の評価基準について、取得から一定の期間を超える場合には、原則として一定の率に基づき規則的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としておりますが、当事業年度において、ゴルフ事業における当該期間及び率について変更することといたしました。

これは、今後の成長及び利益体質の強化を目的に、ゴルフ事業のブランド戦略を抜本的に見直し、次期より旗艦ブランドである「マジェスティ」及び「シャトル」を除く大半の既存ブランドを廃止する事とし、対象となる在庫について評価減を行ったものであります。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の売上原価が162,135千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が162,135千円増加しております。

(追加情報)

当社は、平成29年11月10日開催の取締役会決議に基づき、早期退職支援プログラムを実施しました。その結果、当事業年度において、退職一時金の費用として201,170千円を販売費及び一般管理費に計上いたしました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		386,765千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務		
(1) 短期金銭債権		240,085千円
(2) 長期金銭債権		85,636千円
3. 担保資産及び担保付債務		
(1) 担保に供している資産	預金	17,401千円
	売掛金	805,886千円
	商品	304,870千円
	製品	468,279千円
	仕掛品	38,558千円
	原材料	340,271千円
	合計	1,975,267千円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	500,000千円
	1年以内返済予定長期借入金	107,900千円
	長期借入金	67,600千円
	合計	675,500千円

4. 財務制限条項

短期借入金の内200,000千円には、主に下記内容の財務制限条項が付されております。

(注) 主な財務制限：各四半期決算期末の貸借対照表における純資産の額を0円以上に維持すること。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
(1) 売上高	850,762千円
(2) 営業取引以外の取引高	10,183千円
2. たな卸資産評価損	

期末たな卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、たな卸資産評価損173,110千円が売上原価に含まれております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普 通 株 式	425	－	－	425

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

(平成30年9月30日現在)

棚卸資産評価損	49,734千円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,010千円
返品調整引当金	25,793千円
製品保証引当金	2,722千円
訴訟損失引当金	10,909千円
未払事業税	1,570千円
税務上繰越欠損金	2,035千円
その他	4,441千円
小計	98,219千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産（流動）合計	98,219千円

繰延税金資産（固定）

製品保証引当金	2,210千円
貸倒引当金繰入限度超過額	150,065千円
関係会社株式及び出資金評価損	72,822千円
税務上繰越欠損金	508,150千円
その他	23,096千円
小計	756,345千円
評価性引当額	△756,345千円
繰延税金資産（固定）合計	－千円

繰延税金資産合計 98,219千円

繰延税金負債（固定）

建物	△11,703千円
繰延税金負債合計	△11,703千円
繰延税金資産の純額	86,516千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
そ の 他 の 関 係 会 社	Marumankorea Co.,Ltd. (注1)	被所有 直接 37.7	当社製品 の販売 役員の兼任	製品の販売 (注2)	1,161,500	売掛金	215,118
				ロイヤリティの受取り (注3)	20,998	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 前事業年度において主要株主であったMarumankorea Co.,Ltd.は、議決権所有割合が増加したため、同社の属性は主要株主からその他の関係会社に変更になりました。

取引金額については、主要株主であった期間も含めて記載しております。

なお、Marumankorea Co.,Ltd.は、平成30年10月1日付で商号を、MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.に変更いたしております。

2. 当社製品の販売は市場価格に基づき、交渉の上決定しております。

3. ロイヤリティについては両社が協議して決定した契約上の料率に基づき決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名 称	住 所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	丸万(香港)有限公司 (注6)	香 港	(千香港ドル) 5,132	小売及び卸売業	所有 直接 100.0	1名	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	27,121	固定化営業債権 (注3)	19,900
								資金の付 貸(注2)	-	長期貸付金 (注4)	36,204
子会社	丸万(上海)体育用品有限公司	中 国	(千米ドル) 630	小売及び卸売業	所有 直接 100.0	一名	当社製品の販売	資金の付 貸(注2)	-	長期貸付金 (注4)	29,530
								売上債権の放棄 (注8)	384,638	-	-
子会社	瑪嘉斯帝(北京)体育用品有限公司 (注7)	中 国	(千米ドル) 2,000	小売及び卸売業	所有 直接 100.0	2名	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	40,497	売掛金	24,169
								増資の受 引(注5)	59,086	-	-
関連会社	マルマンゴルフコーポレーション	台 湾	(千台湾ドル) 30,000	卸売業	所有 直接 49.0	2名	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	125,352	売掛金	797

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売は市場価格に基づき、交渉の上決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。
3. 固定化営業債権に対し、同額の貸倒引当金を計上しております。
4. 長期貸付金に対し、同額の貸倒引当金を計上しております。
5. 瑪嘉斯蒂（北京）体育用品有限公司が行った増資を当社が引き受けたものであります。
6. 丸万（香港）有限公司は、平成30年10月5日付で、商号を瑪嘉斯蒂（香港）高爾夫有限公司に変更いたしております。
7. 瑪嘉斯蒂（北京）体育用品有限公司は、平成30年9月30日付で、丸万（北京）商貿有限公司から現在の商号に変更いたしました。
8. 上記債権放棄については、過年度において貸倒引当金を設定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 74円52銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △24円73銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割)

当社は、平成30年7月6日開催の取締役会において、当社の健康食品関連事業を当社の100%子会社として新たに設立するマルマンH&B株式会社に承継させることを決議し、同日付で同社を設立、平成30年7月20日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該契約に基づく会社分割は、平成30年10月1日に完了いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

健康食品関連事業

(2) 企業結合日

平成30年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、マルマンH&B株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

マルマンH&B株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

取引の目的

当社グループは、「健康」をキーワードとしてゴルフ事業と健康食品関連事業を行っております。

吸収分割の対象である健康食品関連事業では、健康食品、禁煙関連商品、音波振動歯ブラシ、美容系商品、健康機器等の企画及び販売などを行っております。

当該事業は、取扱品目数の増加と販路の拡大により過去数年間で売上高が大きく増加し、当社における重要度が急速に増してきている事業分野であります。一方で当社の主力事業であるゴルフ事業とは、販路や営業方法が異なることから過去にも別法人で経営管理した経緯があり、その後管理コスト削減の目的で統合し現在に至ります。

今般、事業規模拡大に伴い、別法人として事業マネジメントを明確化し、市場環境の変化に臨機応変に適應できる経営体制を構築する事が必要と判断いたしました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。